

職員等の新型コロナウイルス感染症に伴う 市立病院の一部診療制限の延長について

- 8月19日（金）、市立病院職員6名及び入院患者1名に、新型コロナウイルスへの感染が確認されました。
- 感染した職員は、診療部4名、看護部1名、中央手術材料室1名で、これらの者と接する職員について検査をし、全員の陰性を確認しました。
また、感染した患者が入院している病棟の全患者及び当該病棟に勤務する全職員について検査し、全員の陰性を確認しています。
- 当該感染職員の所属部署をはじめ、病院事業局の全職員がマスク着用、手指消毒等の標準的な感染対策を講じて勤務しており、患者及び職員に、濃厚接触者に該当する人はありませんでした。
また、当該感染職員の行動歴を確認し、立入りのあった区域等の消毒を8月19日（金）に完了しています。
- このたびの職員の感染や、引き続き、濃厚接触等による自宅待機等をしている職員が多くいるため、医療従事者が不足している状況にあります。
- このことから、既にお知らせしている9月2日（金）までの各診療科の予定入院を3分の2程度に抑制する一部診療制限に加え、次の診療制限を実施します。
 - ① 産婦人科では、8月22日（月）から同月29日（月）までの間、外来を休止します。ただし、妊娠36週以後の妊婦検診や、お腹の張りや、出血等の症状のある妊婦については診察を行います。また、分娩については、予定どおり行います。
御不明な点は、産婦人科外来へお問い合わせください。
 - ② 皮膚科では、8月22日（月）から同月29日（月）までの間、外来の新患受付を休止します。
- 急患については、これまでどおり、全診療科において可能な限り対応します。
- 市民・患者の皆様には御迷惑と御心配をおかけいたしますが、感染拡大防止と医療提供体制の維持のため、御理解賜りますようお願い申し上げます。

令和4年8月20日

気仙沼市立病院 院長